

令和5年4月27日

教職員（非常勤講師を含む） 各位

学長（緊急事態等対策本部長）

宮 下 俊 也

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策等の取扱いについて

現在、新型コロナの感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日に季節性インフルエンザと同じ「第5類」に変更される見通しです。

このことから、本学における5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に対する取扱いは、原則として季節性インフルエンザにおける取扱いと同じこととしますので、お知らせします。

具体的な取扱いは、別紙資料をご確認願います。

なお、新型コロナの感染力や病原性が変わるわけではありませんので、手洗い等の手指衛生、換気等の感染対策は、引き続き実施するようお願いいたします。

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策等の取扱い

新型コロナの感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日に季節性インフルエンザと同じ「第5類」に変更されることに伴い、令和5年5月8日以降の新型コロナの取扱いを、原則として季節性インフルエンザにおける取扱いと同じこととする。

具体的な取扱いは、以下のとおり。

項目		5月8日以降	5月7日まで
感染時等の報告書提出		不要	要
健康チェックシート作成		任意	
毎日の行動記録			
毎朝の検温			
感染防止対策	マスクの着用	場面に応じ個人で判断	
	「三つの密」の回避		
	人と人との距離の確保		
	手洗い等の手指衛生等	要	
換気			
課外活動		通常どおり	制限・条件あり
国内出張			
外国出張			
施設の外部貸付			
コロナ関連の休暇等	感染時	年次有給休暇 病気休暇	特別休暇（災害等により出勤が困難な場合の休暇）
	発熱等で出勤を控える場合		
	ワクチン接種による副反応時		
	ワクチン接種時	年次有給休暇	
学生の感染時の出席停止期間		【予定】発症から5日間経過、かつ症状軽快後1日経過	治るまで（発症から7日間経過、かつ症状軽快後24時間経過）

なお、令和5年5月8日をもって、以下の指針等は、廃止する。

- ✓ 新型コロナウイルス感染症に対する学生ならびに教職員の行動指針
- ✓ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対応マニュアル（第13報）
- ✓ 新型コロナウイルス感染症への本学の対応について（第25報）

https://www.nara-edu.ac.jp/campus_life/coronataiou.html

【留意事項】

- ・ 感染が急拡大している時期や、医療機関・高齢者施設など重症化リスクの高い方が多い場面など、時期や場面によっては、これまでの取組に沿って対応すること。
- ・ 学生及び教職員に対してマスクの着脱を強いることのないようにすること。また、学生の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に対応すること。
- ・ 基礎疾患があるなど様々な事情により感染不安を有する者に対しては、個々の学生の状況に応じて配慮すること。